

証券コード 6951

平成25年6月11日

株 主 各 位

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

日本電子株式会社

代表取締役社長 栗原 権右衛門

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時20分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成25年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号 当社本店 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第66期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）
継続の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jeol.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況

#### 1. 当事業年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過および成果

###### ① 全般的な状況

当連結会計年度における我が国経済は、終盤における政権交代の結果、高止まりしていた円高が是正され、株価も上がり景気好転の期待感が高まりました。しかしながら序盤・中盤においては、国内ではデフレの進行、エネルギー供給問題等があり、また海外では欧州の金融危機の高まり、中国および新興国の成長鈍化等、総じて厳しい状況が続きました。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成22年度～平成24年度）に掲げる重点戦略を強力に推進し、企業価値の向上および経営基盤の強化を図るとともに受注・売上の確保に努めました。

当連結会計年度の売上高は79,629百万円（前期83,191百万円に比し4.3%減）となりました。損益面におきましては、営業利益は2,966百万円（前期営業損失1,175百万円）、経常利益は1,909百万円（前期経常損失2,408百万円）、当期純利益は1,598百万円（前期純損失9,050百万円）となりました。

###### ② 事業の種類別セグメントの状況

###### 理科学・計測機器事業

電子顕微鏡への引合いは引き続き堅調で、材料・医学・生物分野における開発研究から品質管理等の幅広い分野への要求に応えました。特にハイエンド透過電子顕微鏡の需要は旺盛で市場での高い評価が受注・売上に寄与しました。

当事業の売上高は56,452百万円（前期比4.8%増）となりました。

## 産業機器事業

電子ビーム蒸着用電子銃・電源はタッチパネル用撥油膜市場からの需要に応えましたが、電子ビーム描画装置の売上は減少しました。

当事業の売上高は6,611百万円（前期比41.3%減）となりました。

## 医用機器事業

国内は中・大型病院や検査センターからの引合いが活発で好調を維持しました。一方、海外はOEM供給先であるシーメンスからの受注・売上が低調に推移しました。

当事業の売上高は16,564百万円（前期比8.2%減）となりました。

## 事業の種類別セグメントの売上高および受注高の状況

| 事業の種類別<br>セグメントの名称 | 売上高    |        | 受注高    |        |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
|                    | 金額     | 前期比増減率 | 金額     | 前期比増減率 |
|                    | 百万円    | %      | 百万円    | %      |
| 理科学・計測機器事業         | 56,452 | 4.8    | 57,318 | 4.9    |
| 産業機器事業             | 6,611  | △41.3  | 7,993  | △25.9  |
| 医用機器事業             | 16,564 | △8.2   | 16,875 | △4.7   |
| 合計                 | 79,629 | △4.3   | 82,187 | △1.1   |

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は3,225百万円であります。

主な設備投資は、理科学・計測機器事業においては、研究開発用設備への投資を重点的に推進し2,381百万円の投資を行っております。産業機器事業においては、研究開発用機器の増強を中心に製造用治具設備を含め524百万円の投資を行っております。また、医用機器事業においては、研究開発用機器の増強を中心に製造用治具設備を含め319百万円の投資を行っております。

### (3) 資金調達の様況

#### ① 第三者割当増資による募集株式（第1種優先株式）の発行

平成24年7月6日を払込期日として、第三者割当増資による第1種優先株式の発行を行い、総額30億円の資金調達を実施致しました。

| 会社名                                     | 区分      | 発行株式数             | 1株当たり発行価額  | 調達金額     |
|-----------------------------------------|---------|-------------------|------------|----------|
| ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ<br>第1号投資事業有限責任組合 | 第三者割当増資 | 第1種優先株式<br>3,000株 | 1,000,000円 | 3,000百万円 |

#### ② 借入の実行

当社は、金融機関との間に90億円の融資枠（コミットメントライン）契約を締結しており、50億円の借入を実行しました。

## 2. 直前3事業年度の財産および損益の様況

| 区分            | 第63期<br>(平成21年度) | 第64期<br>(平成22年度) | 第65期<br>(平成23年度) | 第66期(当期)<br>(平成24年度) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高(百万円)      | 84,769           | 75,274           | 83,191           | 79,629               |
| 経常利益(百万円)     | 210              | 504              | △2,408           | 1,909                |
| 当期純利益(百万円)    | 275              | 52               | △9,050           | 1,598                |
| 1株当たり当期純利益(円) | 3.52             | 0.67             | △115.60          | 19.01                |
| 純資産(百万円)      | 25,752           | 24,046           | 14,388           | 19,830               |
| 総資産(百万円)      | 102,916          | 99,529           | 93,819           | 98,533               |

(注) △は損失を表します。

## 3. 重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金            | 当社<br>出資比率 | 主要な事業内容           |
|-------------------|----------------|------------|-------------------|
| 日本電子テクニクス㈱        | 百万円<br>95      | 100.0 %    | 当社汎用走査電子顕微鏡の開発・製造 |
| JEOL USA, INC.    | 千米ドル<br>15,060 | 100.0      | 当社製品の販売           |
| JEOL (U. K.) LTD. | 千英ポンド<br>400   | 100.0      | 当社製品の販売           |
| JEOL (EUROPE) SAS | 千ユーロ<br>797    | 100.0      | 当社製品の販売           |

#### 4. 対処すべき課題

当社グループは、平成25年度～平成27年度を対象とする新中期経営計画「Dynamic Vision」を策定いたしました。

今般の新中期経営計画「Dynamic Vision」では、「CHALLENGE 5」の「経営構造改革」の成果を基に、世界No.1のハイエンド理科学・計測機器と最適ソリューションをグローバルに提供し続けることにより、更なる収益率の向上および財務体質の強化を図ってまいります。重点戦略として3つのUP、「製品開発力UP」、「ものづくり力UP」、「ブランド力UP」を据え、また、新たなコーポレートメッセージとして「Solutions for Innovation」を掲げ、多様化したニーズに応えることのできる真のOnly One Companyとして、成長戦略をDynamicに推し進めていきます。

##### (1) 製品開発力UP

当社グループは、原子分解能分析透過電子顕微鏡JEM-ARM200F、タッチパネルによる優れた操作性を実現した走査電子顕微鏡InTouchScope™ JSM-6010LA、卓上走査電子顕微鏡NeoScope™ JCM-6000、世界で初めて液体ヘリウムを補充を必要としないゼロボイルオフ超伝導マグネットを用いた核磁気共鳴装置、医用機器では検査の迅速性と信頼性に貢献する生化学自動分析装置BioMajestyシリーズ等、特徴のある競争力の高いハイエンド装置を数多く投入しており、市場から高い評価を頂いております。今後もこの流れを加速させグローバル市場で戦える優れた製品を継続的に投入していきます。

##### (2) ものづくり力UP

コア技術部品の内製化および当社独自の擦り合わせ技術の強化を図り、ものづくり力を高めていきます。更に、開発・設計部門と資材・調達部門が連携した活動を展開して、高品質と低コストを実現する生産体制を構築していきます。また、部材調達のユニット化を進め、間接コストおよび物流費を削減していきます。

##### (3) ブランド力UP

以下の施策を展開しJEOLブランドの更なる向上に取り組みます。

###### ①製品ブランド力の強化：

全ての事業で特徴のあるOnly One製品を投入していくことにより、市場におけるJEOLブランドを更に高めていきます。また、分解能やスループット等の性能面での差別化に留まらず、操作性・デザイン等、感覚的・情緒的価値を付加した製品を数多く提供していきます。

②ソリューションビジネスの強化：

世界No.1のハイエンド理科学・計測機器のラインアップを持つ強みを活かし、装置間のリンケージを更に強化し、あらゆる研究・検査課題に対して最適なソリューション（装置、保守、消耗品・周辺機器、設置環境、受託分析、コンサルテーション、講習等）を提供する企業としてJEOLブランドの更なる向上を図ります。

③新興国市場の更なる深耕：

成長著しい新興国市場へ経営資源を更に積極的に投入していきます。特にサービスサポート体制の強化を図り新興国市場でのプレゼンス向上を精力的に推し進めていきます。

また、当社グループは、引き続き、事業構造の変革と安定した収益構造の構築に努めるとともに、グループ一体となって環境保全に取り組み、また、コンプライアンスの強化を図り、企業倫理を徹底し、良き企業風土を醸成して、持続的成長のための経営基盤の強化に努めてまいります。

株主各位におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社25社および関連会社4社で構成され、電子光学機器・分析機器・計測検査機器・産業機器・医用機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれらに附帯する製品・部品の加工委託、保守・サービス、周辺機器の仕入販売を行っております。

【主な営業品目】

●理科学・計測機器事業

電子光学機器

透過電子顕微鏡、エネルギーフィルタ電子顕微鏡、電子プローブマイクロアナライザ、光電子分光装置、オージェマイクロプローブ、電子顕微鏡周辺機器

分析機器

核磁気共鳴装置、電子スピン共鳴装置、質量分析計（飛行時間質量分析計、ガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計）、ポータブルガスクロマトグラフ、ガスモニタ分析装置、X線CT微細構造解析システム

## 計測検査機器

走査電子顕微鏡、分析走査電子顕微鏡、電子顕微鏡周辺機器、複合ビーム加工観察装置、集束イオンビーム加工観察装置、薄膜試料作製装置、クロスセクションポリッシャ、イオンスライサ、エネルギー分散形蛍光X線分析装置、エネルギー分散形ハンドヘルド蛍光X線分析装置

## ●産業機器事業

### 半導体関連機器

電子ビーム描画装置（スポットビーム描画、可変成形電子ビーム描画）

### 産業機器

直進形電子銃・電源、電子ビーム蒸着用電子銃・電源、プラズマ発生用高周波電源、内蔵形プラズマ銃・電源、高周波誘導熱プラズマ装置

## ●医用機器事業

### 医用機器

自動分析装置、検体搬送システム、臨床検査情報処理システム、全自動アミノ酸分析機

## 6. 主要な営業所および工場（平成25年3月31日現在）

### (1) 当社

|       |                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本店・工場 | 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号                                                                            |
| 営業所   | 東京事務所（東京都立川市）、東京支店（東京都立川市）、札幌支店、仙台支店、筑波支店、横浜支店、名古屋支店、大阪支店、関西応用研究センター（大阪府大阪市）、広島支店、高松支店、福岡支店 |

- (注) 1. 横浜支店は、平成25年4月1日付で東京支店に統合され、東京支店横浜事務所となりました。
2. 関西応用研究センターは、平成25年4月1日付で西日本ソリューションセンターに名称を変更いたしました。

(2) 子会社

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 日本電子テクニクス(株)                    | (東京都昭島市)  |
| 日本電子テクノサービス(株)                  | (東京都昭島市)  |
| 山形クリエイティブ(株)                    | (山形県天童市)  |
| データムインスツルメンツ(株)                 | (東京都立川市)  |
| JEOL USA, INC.                  | (アメリカ)    |
| JEOL (EUROPE) SAS               | (フランス)    |
| JEOL (U. K. ) LTD.              | (イギリス)    |
| JEOL (EUROPE) B. V.             | (オランダ)    |
| JEOL (GERMANY) GmbH             | (ドイツ)     |
| JEOL ASIA PTE. LTD.             | (シンガポール)  |
| JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD. | (台湾)      |
| JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD.    | (オーストラリア) |
| JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V.   | (メキシコ)    |

- (注) 1. 当社は、アドバンスト・キャパシタ・テクノロジーズ(株)の当社保有株式の全部を平成24年12月12日に譲渡いたしました。これにより、同社は当社の連結子会社でなくなりました。
2. 当社は、データムインスツルメンツ(株)の株式を平成25年3月27日に追加取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 当社は、当連結会計年度において、重要性が増したことにより、JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD. を持分法適用会社から連結子会社といたしました。
4. 当社は、当連結会計年度において、重要性が増したことにより、JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. を持分法適用会社から連結子会社といたしました。



## 7. 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

| 事業の種類別<br>セグメントの名称 | 使用人数（名） | 前連結会計年度末<br>比増減（名） |
|--------------------|---------|--------------------|
| 理科学・計測機器事業         | 1,969   | 2                  |
| 産業機器事業             | 263     | △13                |
| 医用機器事業             | 263     | 28                 |
| 全社（共通）             | 247     | 16                 |
| 合計                 | 2,742   | 33                 |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であります。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,884名 | △21名      | 41.9歳 | 15.8年  |

- (注) 使用人数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であります。

## 8. 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| ㈱三菱東京UFJ銀行 | 4,802百万円 |
| ㈱あおぞら銀行    | 3,379    |
| ㈱みずほ銀行     | 2,933    |

- (注) 上記借入額のほか、以下のとおり私募債（社債）の残高があります。

|            |          |
|------------|----------|
| ㈱みずほ銀行     | 1,300百万円 |
| ㈱三菱東京UFJ銀行 | 800百万円   |

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、電子顕微鏡をはじめとするコア事業への経営資源の集中を加速させるため、アドバンスト・キャパシタ・テクノロジーズ㈱の当社保有株式の全部を平成24年12月12日に譲渡いたしました。これにより、同社は当社の連結子会社でなくなりました。

## II. 会社の現況

### 1. 株式の状況（平成25年3月31日現在）

|                |         |              |
|----------------|---------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 普通株式    | 250,000,000株 |
|                | 第1種優先株式 | 3,000株       |
| (2) 発行済株式の総数   | 普通株式    | 79,365,600株  |
|                | 第1種優先株式 | 3,000株       |
| (3) 株主数        | 普通株式    | 10,344名      |
|                | 第1種優先株式 | 1名           |
| (4) 大株主（上位10名） |         |              |

| 株主名                       | 持株数     |         | 持株比率  |
|---------------------------|---------|---------|-------|
|                           | 普通株式    | 第1種優先株式 |       |
| 日本電子グループ従業員持株会            | 3,156千株 | －千株     | 4.03% |
| ㈱三菱東京UFJ銀行                | 3,008   | －       | 3.84  |
| 三菱電機(株)                   | 3,000   | －       | 3.83  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)  | 2,583   | －       | 3.30  |
| 日本電子共栄会                   | 2,333   | －       | 2.98  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4) | 2,263   | －       | 2.89  |
| 日本生命保険(株)                 | 1,844   | －       | 2.36  |
| 明治安田生命保険(株)               | 1,690   | －       | 2.16  |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)    | 1,523   | －       | 1.95  |
| 三菱UFJ信託銀行(株)              | 960     | －       | 1.23  |

(注) 1. 当社は、自己株式を1,076,668株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役および監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 会社における地位           | 氏名      | 担当および重要な兼職の状況                                                                    |
|--------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長            | 栗原 権右衛門 | 経営全般、経営戦略担当                                                                      |
| 代表取締役役員<br>兼専務執行役員 | 岩槻 正志   | 統括開発技術担当<br>商品企画・技術統括センター・<br>開発・周辺機器、EM, SA, SM,<br>MS, SE事業ユニット・<br>SA・SM設計室担当 |
| 取兼専務執行役員           | 渡邊 慎一   | 営業・ブランド戦略担当                                                                      |
| 取兼常務執行役員           | 多治見 正行  | 医用機器事業・データム<br>ソリューション事業担当<br>データムソリューション事業部長                                    |
| 取兼常務執行役員           | 沢田 吉博   | 総務・輸出貿易管理担当<br>特命生産担当<br>業務監理室 室長                                                |
| 取兼常務執行役員           | 福山 幸一   | 営業副担当、特命事項担当<br>電子光学機器営業本部長                                                      |
| 取兼常務執行役員           | 二村 英之   | 財務 I T 担当                                                                        |
| 社外取締役              | 赤尾 博    | ジャパン・インダストリアル・<br>ソリューションズ㈱代表取締役副社長                                              |
| 常勤監査役              | 鈴木 利仁   | 日本電子テクニクス㈱監査役                                                                    |
| 常勤監査役              | 足達 多史   |                                                                                  |
| 社外監査役              | 宮川 肇    |                                                                                  |
| 社外監査役<br>(仮監査役)    | 後藤 明史   |                                                                                  |

- (注) 1. 社外監査役植田義昭氏は平成24年12月31日付で辞任いたしました。
2. 社外監査役植田義昭氏が平成24年12月31日付で辞任したことにより、社外監査役の法定員数を欠くことになり、東京地方裁判所へ仮監査役として後藤明史氏の選任を申し立てておりましたが、平成25年1月23日付で、東京地方裁判所から同氏を仮監査役として選任する旨の決定通知を受け、仮監査役として同氏が就任いたしました。
3. 常勤監査役鈴木利仁氏は、当社の執行役員および財務本部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 常勤監査役足達多史氏は、当社の取締役、常務執行役員および山形クリエイティブ㈱代表取締役社長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役宮川 肇氏は、㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）の府中支店長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 社外監査役（仮監査役）後藤明史氏は、弁護士であって、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、社外監査役宮川 肇および社外監査役（仮監査役）後藤明史の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 平成25年3月31日現在の執行役員は21名で構成され、取締役を兼務していない執行役員は、次の15名です。なお、執行役員須磨英明氏は同日付で辞任いたしました。

| 会社における地位    | 氏 名            | 担 当                                                                                                 |
|-------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常 務 執 行 役 員 | 齊 藤 昌 樹        | IE事業ユニット・コストセンター・知的財産・品質保証担当                                                                        |
| 常 務 執 行 役 員 | 渋 木 洋 一        | 特 命 設 計 担 当                                                                                         |
| 常 務 執 行 役 員 | 草 野 博 文        | 生 産 担 当 長<br>サプライチェーンセンター長                                                                          |
| 常 務 執 行 役 員 | 森 田 勉          | 欧 州 支 配 人                                                                                           |
| 常 務 執 行 役 員 | 豊 田 泰 穂        | 米 国 支 配 人                                                                                           |
| 常 務 執 行 役 員 | 満 田 宗 明        | 医 用 機 器 事 業 部 長                                                                                     |
| 執 行 役 員     | 若 宮 互          | コ ス ト セ ン タ ー ・ 知 的 財 産 ・ 品 質 保 証 副 担 当                                                             |
| 執 行 役 員     | 中 川 泰 俊        | S E 事 業 ユ ニ ッ ト 長                                                                                   |
| 執 行 役 員     | 須 磨 英 明        | サ プ ラ イ チ ェ ー ン セ ン タ ー 副 セ ン タ ー 長 (株 長)<br>山 形 ク リ エ イ テ ィ ブ 代 表 取 締 役 社 長                        |
| 執 行 役 員     | 田 澤 豊 彦        | S A , S M 事 業 ユ ニ ッ ト 長<br>兼商品企画室長兼営業戦略本部<br>ブランド戦略室マーケティング<br>コミュニケーショングループ長                       |
| 執 行 役 員     | 齋 藤 進          | 医 用 機 器 事 業 部 医 用 機 器 本 部 長                                                                         |
| 執 行 役 員     | 矢 口 勝 基        | 財 務 I T 本 部 長                                                                                       |
| 執 行 役 員     | 小 島 裕 次        | デ ー タ ム ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 部 副 事 業 部 長 (株 長)<br>デ ー タ ム イ ン ス ツ ル メ ン ツ 代 表 取 締 役 社 長                |
| 執 行 役 員     | Peter Genovese | JEOL USA, INC. 取 締 役 社 長<br>JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V.<br>取 締 役 社 長<br>JEOL CANADA, INC. 取 締 役 社 長 |
| 執 行 役 員     | 大 藏 善 博        | E M 事 業 ユ ニ ッ ト 長                                                                                   |

## (2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 員 数      | 報酬等の総額    |
|--------------------|----------|-----------|
| 取 締 役              | 7名       | 152百万円    |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 7<br>(4) | 38<br>(9) |
| 合 計                | 14       | 191       |

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査役3名(うち社外監査役2名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のほか、平成24年6月28日開催の第65回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任監査役 2名 48百万円

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役赤尾 博氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)の代表取締役副社長であります。

同社を業務執行組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第1号投資事業有限責任組合は、当社第1種優先株式3,000株を有する株主であります。

- ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分          | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                        |
|--------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外<br>取 締 役 | 赤 尾 博   | 平成24年7月6日就任以降開催の取締役会13回のうちすべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。                                       |
| 社 外<br>監 査 役 | 宮 川 肇   | 平成24年6月28日就任以降開催の取締役会14回のうちすべてに、また平成24年6月28日就任以降開催の監査役会6回のうちすべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。     |
| 社 外<br>監 査 役 | 後 藤 明 史 | 平成25年1月23日就任以降開催の取締役会4回のうちすべてに、また平成25年1月23日就任以降開催の監査役会2回のうち1回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。     |
| 社 外<br>監 査 役 | 植 田 義 昭 | 平成24年12月31日辞任までに開催の取締役会15回のうち8回に、また平成24年12月31日辞任までに開催の監査役会8回のうち6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 42百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45    |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導等

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### I. 内部統制システムの概要

#### 1 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会の行った決定に関する文書（職務執行に関する文書を含む）については、文書管理規定（保存期間原則10年）に基づき、検索しやすい方法で厳重に保存し管理している。
- (2) 上記文書の閲覧・謄写・提出については、監査役の要請に対しては、速やかにこれに応じている。

#### 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理を専ら行う体制として、すでに、以下のとおりIMS（Integrated Management System）およびMDQMS（Medical Devices Quality Management System）を運用し、さらに安全衛生委員会および危機管理委員会を設けている。

- (1) 製品の品質管理の維持向上のため、IMSおよびMDQMSを運用し、内部監査・外部監査に堪え得る管理体制を敷いている。
- (2) 安全衛生委員会は、労働安全衛生法に基づいて、総括安全衛生管理者を長とし、そのもとに各部門安全衛生委員をおき、労働者の危険、健康障害の防止その他事業者のなすべき法定事項の実施に努めている。
- (3) 危機管理委員会は、すべてのリスク管理を総括し、特に非常事態に対する予測を絶えず行い、これに備え、事態発生に対処することとしている。

#### 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の人数（定款上の定員の上限）を8名に絞るなど経営のスリム化を図り、さらに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入している。
- (2) 定例の取締役会は、従来どおり、毎月1回開催し、重要事項の決定と各担当取締役からの業務執行の状況の報告を行っている。これ以外にも、必要に応じ臨時に取締役会を招集している。

- (3) より実効性のあるスピーディな意思決定と事業運営ができる体制とするため、取締役会内組織として適切なメンバーによる「経営会議」を設け、絞り込んだテーマにつき検討を行っている。
- 4 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役および使用人に対し、法令・定款の遵守の徹底を機会あるごとに、取締役会、諸会合その他で強調している。また、業務執行中に生じた法令・定款上の疑義について集中的に相談・検討に応じる「業務監理室」を設けている。
- (2) 会社の社会的責任を重視した法令・定款等のコンプライアンスについて、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「CSR委員会」を設置し、その徹底に努めている。
- 5 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(当社に親会社はない)
- (1) 当社および関係会社からなるグループの運営については、グループ全体の重要方針・基本戦略の共有・浸透の場として「JEOLグループ経営会議」を適時に開催している。
- (2) 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、それぞれの業務内容の当社への定期的な報告と重要案件についての当社との事前協議が行われている。このためグループ各社の総務・財務担当者との「関係会社アドミ会議」を定期的で開催し、グループの一体的運営の強化に努めている。
- (3) 企業グループ各社による法令遵守の徹底を図り、経営効率化を進めるため、本社に「業務監理室」を設置して、相談・検討に応じている。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、その職務を補助する部署として「業務監理室」を設置し、監査役は、その職務を補助すべき常勤スタッフを置いている。
- 7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
上記スタッフの就退任は、取締役と監査役の意見交換に基づいて行っており、職務の独立性については、周知徹底している。
- 8 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは監査役会に報告しなければならないこと（会社法第357条）、および使用人も同様に監査役会に報告しなければならないことを、周知徹底している。



- 9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に意見の交換をする会合を開催している。
  - (2) 監査役は、会計監査人と情報交換を行い、監査の実効性を高めている。

## II. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- 1 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して一切の関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしている。
- 2 警察当局、関係団体などと連携し、反社会的勢力および団体に関する情報の収集、管理を行っている。

## III. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、当社および関係会社の財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「日本版SOX法監査委員会」を設置しており、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制を構築・運用し、定期的に評価している。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール（以下「大規模買付ルール」または「本ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ当社株主全体の利益を著しく損なうと判断されるときは、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考えております。

(2) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は経営理念として「製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献する」ことを掲げています。この理念のもと、科学技術のための最先端ツールと豊かな社会のための最適なソリューションを提供し、顧客からの高い評価と信頼を得て、安定した利益体質の構築を図り、企業価値を高め、将来にわたり発展・成長していくことを経営の基本方針としています。

当社グループは、今までの中期経営計画で築いてきた経営基盤をさらに強固なものにしていくため、新中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成22年度～平成24年度）を策定し、「ナノテク、ライフサイエンス、環境、品質管理」をターゲット市場に据え、ソリューションビジネスへの積極的な展開、開発体制の見直しに努めていきます。今後とも、グループを挙げて業績の向上に努め、企業価値および株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また当社では、経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成18年6月の定時株主総会において、取締役の人数（定款上の定員の上限）を従来の20名から8名に絞るとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。さらに、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置し、コーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年6月29日開催の第63回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）の継続をご承認いただきました。

本対応方針は、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付者の提案に対して適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間の経過後に当該買付行為を開始するというものです。

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様の判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくこととなります。原則として、当該大規模買付行為に対

する対抗措置はとりません。

しかしながら、例外的に、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取ることがあります。

一方、大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、取締役会がその時点で最適と判断したものを選択することとします。株主への割当てまたは無償割当てにより新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

- (4) 上記の取組みが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様に与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ買付行為を開始できることとしています。さらに、大規模買付者がこれを遵守しない場合、または、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。本対応方針の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。

なお、本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替案を提示し、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も参考にし、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>      |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>73,687</b> | <b>流動負債</b>        | <b>62,101</b> |
| 現金及び預金          | 5,643         | 支払手形及び買掛金          | 15,543        |
| 受取手形及び売掛金       | 24,609        | 短期借入金              | 27,655        |
| 商品及び製品          | 14,147        | 1年内償還予定の社債         | 1,565         |
| 仕掛品             | 22,007        | リース債務              | 554           |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,321         | 未払金                | 1,514         |
| 繰延税金資産          | 2,753         | 未払法人税等             | 417           |
| 未収還付法人税等        | 20            | 未払消費税等             | 166           |
| 未収消費税等          | 285           | 繰延税金負債             | 1             |
| その他             | 2,052         | 前受金                | 8,108         |
| 貸倒引当金           | △152          | 賞与引当金              | 626           |
|                 |               | その他                | 5,947         |
| <b>固定資産</b>     | <b>24,782</b> | <b>固定負債</b>        | <b>16,601</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,987</b> | 社債                 | 1,720         |
| 建物及び構築物         | 5,754         | 長期借入金              | 5,917         |
| 機械装置及び運搬具       | 576           | リース債務              | 1,365         |
| 工具・器具及び備品       | 2,097         | 繰延税金負債             | 33            |
| 土地              | 1,743         | 退職給付引当金            | 6,960         |
| リース資産           | 1,327         | 役員退職慰労引当金          | 210           |
| 建設仮勘定           | 486           | 資産除去債務             | 143           |
|                 |               | その他                | 250           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,552</b>  | <b>負債合計</b>        | <b>78,702</b> |
| ソフトウェア          | 1,426         | <b>(純資産の部)</b>     |               |
| リース資産           | 73            | <b>株主資本</b>        | <b>21,099</b> |
| その他             | 52            | 資本金                | 6,740         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,243</b> | 資本剰余金              | 9,346         |
| 投資有価証券          | 7,534         | 利益剰余金              | 5,545         |
| 繰延税金資産          | 1,578         | 自己株式               | △533          |
| その他             | 2,166         | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△1,268</b> |
| 貸倒引当金           | △36           | その他有価証券評価差額金       | 1,290         |
| <b>繰延資産</b>     | <b>63</b>     | 繰延ヘッジ損益            | △710          |
| 社債発行費           | 63            | 為替換算調整勘定           | △1,848        |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>19,830</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>98,533</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>98,533</b> |

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金      | 額      |
|-----------------------------|--------|--------|
| 売 上 高                       |        | 79,629 |
| 売 上 原 価                     |        | 52,304 |
| 売 上 総 利 益                   |        | 27,324 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        |        |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 20,066 |        |
| 研 究 開 発 費                   | 4,290  | 24,357 |
| 営 業 利 益                     |        | 2,966  |
| 営 業 外 収 益                   |        |        |
| 受 取 利 息                     | 32     |        |
| そ の 他                       | 484    | 517    |
| 営 業 外 費 用                   |        |        |
| 支 払 利 息                     | 546    |        |
| 為 替 差 損                     | 393    |        |
| そ の 他                       | 635    | 1,575  |
| 経 常 利 益                     |        | 1,909  |
| 特 別 利 益                     |        |        |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 0      |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 148    |        |
| そ の 他                       | 13     | 162    |
| 特 別 損 失                     |        |        |
| 固 定 資 産 売 却 損               | 0      |        |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 19     |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 51     |        |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 損           | 117    |        |
| 関 係 会 社 整 理 損               | 93     |        |
| そ の 他                       | 23     | 305    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |        | 1,765  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 524    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △213   | 311    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |        | 1,454  |
| 少 数 株 主 損 失                 |        | 143    |
| 当 期 純 利 益                   |        | 1,598  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |       |       |         |        |
|---------------------------|---------|-------|-------|---------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成24年4月1日 残高              | 6,740   | 6,346 | 3,947 | △532    | 16,501 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |       |       |         |        |
| 新 株 の 発 行                 | 1,500   | 1,500 |       |         | 3,000  |
| 資本金からその他資本剰余金への振替         | △1,500  | 1,500 |       |         | —      |
| 当 期 純 利 益                 |         |       | 1,598 |         | 1,598  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |       |       | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |         |       |       |         | —      |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | 3,000 | 1,598 | △0      | 4,598  |
| 平成25年3月31日 残高             | 6,740   | 9,346 | 5,545 | △533    | 21,099 |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |        |             |                           | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|-----------------------|--------|-------------|---------------------------|-------------|-----------|
|                           | その他有価証券評価差額金          | 繰延ヘッジ損 | 為 替 換 算 定 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |             |           |
| 平成24年4月1日 残高              | 530                   | △142   | △2,644      | △2,256                    | 143         | 14,388    |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |        |             |                           |             |           |
| 新 株 の 発 行                 |                       |        |             | —                         |             | 3,000     |
| 資本金からその他資本剰余金への振替         |                       |        |             | —                         |             | —         |
| 当 期 純 利 益                 |                       |        |             | —                         |             | 1,598     |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                       |        |             | —                         |             | △0        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 760                   | △568   | 796         | 988                       | △143        | 844       |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 760                   | △568   | 796         | 988                       | △143        | 5,442     |
| 平成25年3月31日 残高             | 1,290                 | △710   | △1,848      | △1,268                    | —           | 19,830    |

## 【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

日本電子テクニクス㈱、日本電子テクノサービス㈱、山形クリエイティブ㈱、  
データムインスツルメンツ㈱、

JEOL USA, INC.、JEOL (EUROPE) SAS、JEOL (U.K.) LTD.、JEOL (EUROPE) B. V.、

JEOL ASIA PTE. LTD.、JEOL (GERMANY) GmbH、JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD.、

JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD.、JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V.

なお、データムインスツルメンツ㈱、JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD. および JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. については、重要性が増加したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、アドバンスト・キャパシタ・テクノロジーズ㈱は、当連結会計年度において当社保有の株式の全部を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

JEOL (SKANDINAVISKA) A. B.、JEOL (ITALIA) S. p. A.、JEOL CANADA, INC.、

JEOL (MALAYSIA) SDN BHD、北京創成技術有限公司、JEOL Shanghai Semiconductors

Ltd.、JEOL DATUM Shanghai Co., Ltd.、JEOL BRASIL Instrumentos Cientificos

Ltda.、JEOL (BEIJING) CO., LTD.、JEOL (RUS) LLC、JEOL INDIA PVT. LTD.、

Oxford Imaging Detectors Ltd

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社12社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数および主要な持分法適用会社の名称

持分法適用の非連結子会社数 12社

会社の名称

JEOL (SKANDINAVISKA) A. B.、JEOL (ITALIA) S. p. A.、JEOL CANADA, INC.、

JEOL (MALAYSIA) SDN BHD、北京創成技術有限公司、JEOL Shanghai Semiconductors

Ltd.、JEOL DATUM Shanghai Co., Ltd.、JEOL BRASIL Instrumentos Cientificos

Ltda.、JEOL (BEIJING) CO., LTD.、JEOL (RUS) LLC、JEOL INDIA PVT. LTD.、

Oxford Imaging Detectors Ltd

Oxford Imaging Detectors Ltdについては、当連結会計年度に株式を追加取得し関連会社から子会社となっております。この結果、同社の重要性が増したため、当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。

なお、データムインスツルメンツ㈱、JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD. および JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. については、重要性が増加したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

持分法適用の関連会社数 4社

会社の名称

JEOL KOREA LTD.、マイクロ電子㈱、㈱JEOL RESONANCE、IonSense, Inc.

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. (12月31日)を除き、連結決算日と同一であります。なお、JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. については同社の決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。



#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券：時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ：時価法

###### ③ たな卸資産

商品及び製品：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。ただし、在外子会社は主として個別法に基づく低価法

仕掛品：主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品：主として移動平均法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～65年

工具・器具及び備品 2～15年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、これ以外の無形固定資産については定額法を採用しております。

###### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

###### ④ 長期前払費用：定額法を採用しております。

##### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費：

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

##### (4) 重要な引当金の計上方法

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員（年俸制対象者を除く）の賞与の支給に備えるため、当社および国内連結子会社は支給見込額基準により計上しております。

- ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
会計基準変更時差異6,980百万円については、当社保有株式による退職給付信託3,600百万円を設定し、残額(3,380百万円)を15年による按分額で費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)にわたり均等償却しております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金  
当社および国内連結子会社は、役員および執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
ただし、当社の取締役会決議により当社および国内連結子会社は平成22年4月以降の役員退職慰労引当金の積み増しを凍結することといたしました。このため当連結会計年度の新たな繰入は行っていません。
- (5) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
なお、在外子会社の資産および負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。  
なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：為替予約取引および金利スワップ取引  
ヘッジ対象：製品輸出に係る外貨建予定取引、社債および長期借入金の利息の一部
- ③ ヘッジ方針  
当社グループは、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨取引のうち、当社グループに為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき海外売上計画作成時に為替予約取引を行うものとしております。借入金の為替変動リスク、社債および借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引および金利スワップ取引を行うものとしております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
- (7) のれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、その投資の効果の及ぶ期間(5年間)の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。
- (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

## 5. 会計方針の変更

### 減価償却方法の変更

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当期の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ29百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

|                                           |           |
|-------------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                         | 32,863百万円 |
| 減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。                |           |
| 2. 担保に供している資産および担保に係る債務                   |           |
| 担保資産の内容およびその金額                            |           |
| 有形固定資産                                    | 3,602百万円  |
| 投資有価証券                                    | 1,454百万円  |
| 計                                         | 5,056百万円  |
| 担保に係る債務の金額                                |           |
| 短期借入金                                     | 4,956百万円  |
| その他（流動負債）                                 | 18百万円     |
| 長期借入金                                     | 2,379百万円  |
| 計                                         | 7,354百万円  |
| 3. 保証債務                                   | 8百万円      |
| 4. 輸出手形割引高                                | 6,801百万円  |
| 5. 財務制限条項                                 |           |
| 借入金のうち、5,000百万円には純資産の部に係る財務制限条項が付されております。 |           |

(連結損益計算書に関する注記)

### 関係会社整理損

特別損失に計上している関係会社整理損は事業の整理に伴う費用であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

|         | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 | 摘要 |
|---------|--------------|--------------|--------------|-------------|----|
| 普通株式    | 79,365,600   | —            | —            | 79,365,600  |    |
| 第1種優先株式 | —            | 3,000        | —            | 3,000       |    |

(注) 第1種優先株式の発行済株式数の増加3,000株は、第三者割当による新株発行によるものであります。

2. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 156百万円     |
| 1株当たり配当額 | 2円00銭      |
| 基準日      | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成25年6月28日 |

・第1種優先株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 110百万円     |
| 1株当たり配当額 | 36,712円30銭 |
| 基準日      | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成25年6月28日 |

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、主に銀行等金融機関からの借入および社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、営業・サービス部門において取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月次ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債は、運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としており、このうち一部の長期借入金および社債に係る金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引については、取締役会にて基本方針が決定され、財務IT本部において実需の範囲において取引の実行および管理を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額（*） | 時価（*）    | 差 額 |
|------------------|-------------------|----------|-----|
| (1) 現金及び預金       | 5,643             | 5,643    | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 24,609            | 24,609   | —   |
| (3) 投資有価証券       |                   |          |     |
| その他有価証券          | 4,553             | 4,553    | —   |
| (4) 支払手形及び買掛金    | (15,543)          | (15,543) | —   |
| (5) 短期借入金        | (24,133)          | (24,133) | —   |
| (6) 社債           | (3,285)           | (3,298)  | 12  |
| (7) 長期借入金        | (9,439)           | (9,418)  | △20 |
| (8) デリバティブ取引     |                   |          |     |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | —                 | —        | —   |
| ヘッジ会計が適用されているもの  | (1,146)           | (1,146)  | —   |

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金ならびに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間に応じて新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内償還予定の社債は、社債に含めて時価を表示しています。一部、社債に係る金利変動リスクに対してヘッジを目的とした金利スワップを実行しております。

## (7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

## (8) デリバティブ取引

## ① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものはありません。

## ② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

## (a) 通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額   | 契約額のうち1年超 | 時価      |
|-------------|--------------|---------|-------|-----------|---------|
| 原則的<br>処理方法 | 為替予約取引       | 売掛金     |       |           |         |
|             | 売建<br>米ドル    |         | 8,232 | —         | (1,060) |
|             | ユーロ          |         | 1,241 | —         | (86)    |
|             | 合計           |         | 9,473 | —         | (1,146) |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (b) 金利関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等          | 主なヘッジ対象    | 契約額   | 契約額のうち1年超 | 時価  |
|-------------|-----------------------|------------|-------|-----------|-----|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>支払固定・受取変動 | 社債および長期借入金 | 3,771 | 2,847     | (注) |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債および長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債および長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
(単位：百万円)

| 区 分               | 連結貸借対照表計上額 |
|-------------------|------------|
| 非連結子会社株式および関連会社株式 | 2,916      |
| 非上場株式             | 59         |
| 出資証券              | 6          |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 213円58銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 19円01銭  |

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>  |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>56,778</b> | <b>流動負債</b>    | <b>48,316</b> |
| 現金及び預金          | 1,351         | 支払手形           | 8,617         |
| 受取手形            | 550           | 買掛金            | 6,228         |
| 売掛金             | 18,415        | 短期借入金          | 20,797        |
| 商品及び製品          | 7,439         | 1年内償還予定の社債     | 1,565         |
| 仕掛品             | 21,264        | リース債務          | 552           |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,149         | 未払金            | 1,370         |
| 前払費用            | 63            | 未払法人税等         | 31            |
| 繰延税金資産          | 2,248         | 前受金            | 2,820         |
| 短期貸付金           | 1,138         | 預り金            | 3,949         |
| 未収消費税等          | 283           | 賞与引当金          | 462           |
| その他             | 1,995         | その他の           | 1,921         |
| 貸倒引当金           | △123          | <b>固定負債</b>    | <b>15,698</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>26,490</b> | 社債             | 1,720         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>9,928</b>  | 長期借入金          | 5,917         |
| 建物              | 5,091         | リース債務          | 1,346         |
| 構築物             | 118           | 長期預り金          | 83            |
| 機械及び装置          | 244           | 退職給付引当金        | 6,232         |
| 車両運搬具           | 0             | 役員退職慰労引当金      | 188           |
| 工具・器具及び備品       | 1,765         | 資産除去債務         | 143           |
| 土地              | 926           | その他            | 66            |
| リース資産           | 1,299         | <b>負債合計</b>    | <b>64,014</b> |
| 建設仮勘定           | 482           | <b>(純資産の部)</b> |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,479</b>  | <b>株主資本</b>    | <b>18,738</b> |
| ソフトウェア          | 1,375         | 資本金            | 6,740         |
| リース資産           | 73            | 資本剰余金          | 9,346         |
| その他             | 30            | 資本準備金          | 5,676         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>15,082</b> | その他資本剰余金       | 3,670         |
| 投資有価証券          | 4,618         | <b>利益剰余金</b>   | <b>3,184</b>  |
| 関係会社株式          | 7,201         | その他利益剰余金       | 3,184         |
| 長期貸付金           | 270           | 別途積立金          | 537           |
| 長期前払費用          | 12            | 繰越利益剰余金        | 2,646         |
| 繰延税金資産          | 1,499         | <b>自己株式</b>    | <b>△533</b>   |
| 長期保証金           | 514           | 評価・換算差額等       | 579           |
| その他の            | 970           | その他有価証券評価差額金   | 1,290         |
| 貸倒引当金           | △6            | 繰延ヘッジ損益        | △710          |
| <b>繰延資産</b>     | <b>63</b>     | <b>純資産合計</b>   | <b>19,317</b> |
| 社債発行費           | 63            | <b>負債純資産合計</b> | <b>83,332</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>83,332</b> |                |               |



# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額    |        |
|-----------------------|--------|--------|
| 売 上 高                 |        | 70,009 |
| 売 上 原 価               |        | 51,518 |
| 売 上 総 利 益             |        | 18,490 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        |        |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 12,063 |        |
| 研 究 開 発 費             | 3,502  | 15,565 |
| 営 業 利 益               |        | 2,925  |
| 営 業 外 収 益             |        |        |
| 受 取 利 息 及 び 割 引 料     | 43     |        |
| そ の 他                 | 1,173  | 1,217  |
| 営 業 外 費 用             |        |        |
| 支 払 利 息               | 522    |        |
| 為 替 差 損               | 486    |        |
| そ の 他                 | 675    | 1,684  |
| 経 常 利 益               |        | 2,457  |
| 特 別 利 益               |        |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 148    |        |
| そ の 他                 | 0      | 148    |
| 特 別 損 失               |        |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 17     |        |
| 減 損 損 失               | 79     |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 51     |        |
| 債 権 放 棄 損             | 445    |        |
| 関 係 会 社 整 理 損         | 232    |        |
| そ の 他                 | 18     | 845    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 1,760  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 76     |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △133   | △56    |
| 当 期 純 利 益             |        | 1,816  |

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |              |             |           |                        |             |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------|------------------------|-------------|-------------|------|------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金 |                        |             | 利益剰余金<br>合計 |      |            |
|                             |         | 資本準備金     | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |      |            |
| 平成24年4月1日 残高                | 6,740   | 6,346     | —            | 6,346       | 830       | 10,329                 | △9,792      | 1,367       | △532 | 13,921     |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |              |             |           |                        |             |             |      |            |
| 新株の発行                       | 1,500   | 1,500     |              | 1,500       |           |                        |             | —           |      | 3,000      |
| 資本金からその他<br>資本剰余金への振替       | △1,500  |           | 1,500        | 1,500       |           |                        |             | —           |      | —          |
| 資本準備金から<br>その他資本剰余金<br>への振替 |         | △2,170    | 2,170        | —           |           |                        |             | —           |      | —          |
| 利益準備金から<br>繰越利益剰余金<br>への振替  |         |           |              | —           | △830      |                        | 830         | —           |      | —          |
| 別途積立金の振替                    |         |           |              | —           |           | △9,792                 | 9,792       | —           |      | —          |
| 当期純利益                       |         |           |              | —           |           |                        | 1,816       | 1,816       |      | 1,816      |
| 自己株式の取得                     |         |           |              | —           |           |                        |             | —           | △0   | △0         |
| 株主資本以外の項目の事<br>業年度中の変動額(純額) |         |           |              | —           |           |                        |             | —           |      | —          |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | △670      | 3,670        | 3,000       | △830      | △9,792                 | 12,438      | 1,816       | △0   | 4,816      |
| 平成25年3月31日 残高               | 6,740   | 5,676     | 3,670        | 9,346       | —         | 537                    | 2,646       | 3,184       | △533 | 18,738     |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          |               |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|--------------------------|---------------|------------------------|-----------|
|                             | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 平成24年4月1日 残高                | 530                      | △142          | 387                    | 14,309    |
| 事業年度中の変動額                   |                          |               |                        |           |
| 新株の発行                       |                          |               | —                      | 3,000     |
| 資本金からその他<br>資本剰余金への振替       |                          |               | —                      | —         |
| 資本準備金から<br>その他資本剰余金<br>への振替 |                          |               | —                      | —         |
| 利益準備金から<br>繰越利益剰余金<br>への振替  |                          |               | —                      | —         |
| 別途積立金の振替                    |                          |               | —                      | —         |
| 当期純利益                       |                          |               | —                      | 1,816     |
| 自己株式の取得                     |                          |               | —                      | △0        |
| 株主資本以外の項目の事<br>業年度中の変動額(純額) | 760                      | △568          | 192                    | 192       |
| 事業年度中の変動額合計                 | 760                      | △568          | 192                    | 5,008     |
| 平成25年3月31日 残高               | 1,290                    | △710          | 579                    | 19,317    |

## 【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券：時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

### 2. デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ：時価法

### 3. たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品：規格品は移動平均法による原価法、その他は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品：主として移動平均法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～65年

工具・器具及び備品 2～15年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、これ以外の無形固定資産については定額法

- (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (4) 長期前払費用：定額法

### 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

### 6. 重要な引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金

従業員（年俸制対象者を除く）の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

- (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
会計基準変更時差異6,290百万円については、当社保有株式による退職給付信託3,600百万円を設定し、残額(2,689百万円)を15年による按分額で費用処理しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)にわたり均等償却しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金  
役員および執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
ただし、取締役会決議により平成22年4月以降の役員退職慰労引当金の積み増しを凍結することといたしました。このため当事業年度の新たな繰入は行っておりません。
7. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。  
なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：為替予約取引および金利スワップ取引  
ヘッジ対象：製品輸出に係る外貨建予定取引、社債および長期借入金の利息の一部
- (3) ヘッジ方針  
当社は、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨取引のうち、当社に為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき海外売上計画作成時に為替予約取引を行うものとしております。社債および借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引および金利スワップ取引を行うものとしております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
9. 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
10. 会計方針の変更  
減価償却方法の変更  
当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。  
これにより、従来の方法に比べて、当期の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ27百万円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

|                                                      |           |
|------------------------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                    | 30,514百万円 |
| 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。                          |           |
| 2. 関係会社に対する金銭債権                                      |           |
| 短期金銭債権                                               | 3,806百万円  |
| 長期金銭債権                                               | 270百万円    |
| 3. 関係会社に対する金銭債務                                      |           |
| 短期金銭債務                                               | 6,765百万円  |
| 4. 保証債務                                              | 2,770百万円  |
| 5. 輸出手形割引高                                           | 6,801百万円  |
| 6. 担保に供している資産および担保に係る債務                              |           |
| 担保資産の内容およびその金額                                       |           |
| 建物                                                   | 3,065百万円  |
| 構築物                                                  | 1百万円      |
| 機械及び装置                                               | 0百万円      |
| 土地                                                   | 535百万円    |
| 投資有価証券                                               | 1,454百万円  |
| 計                                                    | 5,056百万円  |
| 担保に係る債務の金額                                           |           |
| 短期借入金                                                | 4,956百万円  |
| 預り金                                                  | 18百万円     |
| 長期借入金                                                | 2,379百万円  |
| 計                                                    | 7,354百万円  |
| 7. 財務制限条項                                            |           |
| 借入金のうち、5,000百万円には連結貸借対照表における純資産の部に係る財務制限条項が付されております。 |           |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 14,983百万円 |
| 仕入高             | 9,037百万円  |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 1,371百万円  |

2. 当期に発生した研究開発費

3,502百万円

3. 減損損失

当社は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業内容をグルーピングの基礎とし、電子光学機器、分析機器、計測検査機器、半導体関連機器、産業機器、医用機器にグルーピングを行っております。

| 場 所    | 用 途      | 種 類       | 金額 (百万円) |
|--------|----------|-----------|----------|
| 東京都昭島市 | 分析機器生産設備 | 工具・器具及び備品 | 36       |
| 東京都昭島市 | 分析機器生産設備 | リース資産     | 40       |
| 東京都昭島市 | 分析機器生産設備 | ソフトウェア    | 2        |

分析機器事業において、連続して営業キャッシュ・フローの赤字等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額79百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却見込額を零として評価しております。

4. 関係会社整理損

特別損失に計上している関係会社整理損は、関係会社の事業の整理に伴う費用および株式の評価損であり、内訳は次のとおりであります。

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 関係会社株式評価損       | 139百万円 |
| 関係会社の事業の整理に伴う費用 | 93百万円  |
| 計               | 232百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

|      | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 | 摘要 |
|------|------------|------------|------------|-----------|----|
| 普通株式 | 1,074,628  | 2,040      | —          | 1,076,668 |    |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 49百万円           |
| 賞与引当金損金不算入額    | 175百万円          |
| 研究開発費損金不算入額    | 457百万円          |
| たな卸資産評価損損金不算入額 | 535百万円          |
| 未払事業税          | 23百万円           |
| 繰延ヘッジ損益        | 435百万円          |
| 税務上繰越欠損金       | 883百万円          |
| その他            | 69百万円           |
| 小計             | <u>2,632百万円</u> |
| 評価性引当額         | <u>△383百万円</u>  |
| 合計             | <u>2,248百万円</u> |

② 固定資産

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ソフトウェア償却損金算入限度超過額 | 870百万円           |
| 減損損失              | 399百万円           |
| 投資有価証券評価損損金不算入額   | 230百万円           |
| 関係会社株式評価損損金不算入額   | 193百万円           |
| 退職給付費用損金不算入額      | 2,412百万円         |
| 役員退職慰労引当金損金不算入額   | 67百万円            |
| 税務上繰越欠損金          | 2,876百万円         |
| その他               | 372百万円           |
| 小計                | <u>7,422百万円</u>  |
| 評価性引当額            | <u>△5,205百万円</u> |
| 合計                | <u>2,217百万円</u>  |
| 繰延税金資産合計          | <u>4,465百万円</u>  |

(繰延税金負債)

① 流動負債

－百万円

② 固定負債

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| その他有価証券評価差額金     | △714百万円         |
| 資産除去費用           | <u>△3百万円</u>    |
| 合計               | <u>△717百万円</u>  |
| 繰延税金負債合計         | <u>△717百万円</u>  |
| 差引：繰延税金資産（負債）の純額 | <u>3,748百万円</u> |

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社

| 種類       | 会社等の名称                                | 所在地                | 資本金              | 事業の内容                | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係          | 取引の内容              | 取引金額<br>(百万円) | 科目              | 期末残高<br>(百万円) |
|----------|---------------------------------------|--------------------|------------------|----------------------|-----------|--------------------|--------------------|---------------|-----------------|---------------|
| 子会社      | 日本電子<br>テクニクス㈱                        | 東京都<br>昭島市         | 95<br>百万円        | 理科学・<br>計測機器         | 100%      | 当社製品<br>の開発・<br>製造 | 製品の仕入(注1)          | 4,065         | 買掛金             | 1,864         |
|          |                                       |                    |                  |                      |           |                    | 運転資金<br>貸付(注2)     | 1,114         | 貸付金             | 1,065         |
|          |                                       |                    |                  |                      |           |                    | 利息の受<br>取(注2)      | 23            | 受取利<br>息割引<br>料 | 1             |
|          | JEOL<br>USA, INC.                     | Peabody,<br>MA USA | US \$<br>15,060千 | 理科学・<br>計測機器<br>産業機器 | 100%      | 当社製品<br>の販売        | 余剰資金<br>受入<br>(注3) | 348           | 預り金             | 2,077         |
|          |                                       |                    |                  |                      |           |                    | 利息の支<br>払(注3)      | 8             | 支払利<br>息        | 0             |
|          | JEOL<br>(GERMANY)<br>GmbH             | Eching<br>GERMANY  | EUR<br>520千      | 理科学・<br>計測機器<br>産業機器 | 100%      | 当社製品<br>の販売        | 余剰資金<br>受入<br>(注3) | 516           | 預り金             | 1,629         |
|          |                                       |                    |                  |                      |           |                    | 利息の支<br>払(注3)      | 31            | 支払利<br>息        | 2             |
|          |                                       |                    |                  |                      |           | 債務の保<br>証<br>(注4)  | 1,549              | —             | —               |               |
|          | アドバンスト・<br>キャパシタ・テ<br>クノロジーズ㈱<br>(注6) | 東京都<br>昭島市         | 1,360<br>百万円     | 産業機器                 | 47.7%     | 当社製品<br>の開発        | 債権の放<br>棄(注7)      | 535           | —               | —             |
| 関連<br>会社 | ㈱JEOL<br>RESONANCE                    | 東京都<br>昭島市         | 771<br>百万円       | 分析機器                 | 49.1%     | 当社製品<br>の開発・<br>製造 | 製品の仕<br>入(注1)      | 2,251         | 立替金             | 895           |

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 仕入れについては、市場価格等を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付金利については市場金利および貸付先の財政状況を勘案して合理的に決定しております。
3. 資金の受入金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 債務の保証は客先からの前受金等に対してのものであります。なお、当該債務保証に対する保証料の受取りはありません。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
6. 平成24年12月12日に保有全株式を譲渡し、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
7. 保有全株式の譲渡に伴い債権の放棄をしております。なお、債権放棄にあたり、前事業年度に計上した貸倒引当金 91百万円を取崩しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 207円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円80銭  |



## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

日本電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 西岡 雅信 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 木村 彰夫 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

日本電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 西岡雅信 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 木村彰夫 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月14日

日本電子株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 利 仁 ㊟

常勤監査役 足 達 多 史 ㊟

社外監査役 宮 川 肇 ㊟

社外監査役  
(仮監査役) 後 藤 明 史 ㊟

- (注) 1. 社外監査役 植田義昭は、平成24年12月31日に一身上の都合により辞任いたしました。
2. 社外監査役 後藤明史は、社外監査役 植田義昭の辞任により社外監査役の法定員数を欠くことになったため、当社が東京地方裁判所に一時監査役（社外監査役）の職務を行うべき者（仮監査役）の選任の申立てを行い、平成25年1月23日に同裁判所の決定を受けて選任されました。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、財務体質の改善と企業体質の強化に努め、長期的な視野に立って安定的な配当を継続して行うことを基本方針としています。当期の配当につきましては、業績および財務状況等を勘案した結果、当社普通株式1株につき2円とさせていただきたいと存じます。また、第1種優先株式につきましては、当社定款の定めに従い、1株につき36,712円30銭とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円

当社第1種優先株式1株につき金36,712円30銭

|         | 1株当たりの配当金額 | 配当金の総額       |
|---------|------------|--------------|
| 普通株式    | 2円         | 156,577,864円 |
| 第1種優先株式 | 36,712円30銭 | 110,136,900円 |
| 合計      | —          | 266,714,764円 |

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役沢田吉博、福山幸一および二村英之の3氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>普通株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1     | さわ だ よし ひろ<br>沢 田 吉 博<br>(昭和23年7月18日生)  | 昭和46年4月 当社入社<br>平成19年4月 当社総務本部長<br>平成19年6月 当社執行役員総務本部長<br>平成21年4月 当社執行役員輸出貿易管理担当、総務本部長<br>平成21年6月 当社取締役兼常務執行役員輸出貿易管理担当、総務本部長<br>平成23年11月 当社取締役兼常務執行役員特命生産担当、輸出貿易管理担当、総務本部長<br>平成24年4月 当社取締役兼常務執行役員総務・輸出貿易管理担当、特命生産担当、業務監理室長(現在) | 12,000株               |
| 2     | ふく やま こう いち<br>福 山 幸 一<br>(昭和34年7月31日生) | 昭和57年4月 当社入社<br>平成18年6月 当社執行役員経営戦略室長兼業務監理室長<br>平成21年6月 当社取締役兼執行役員経営戦略室長兼業務監理室長<br>平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員経営戦略室長兼業務監理室長<br>平成24年4月 当社取締役兼常務執行役員営業副担当、特命事項担当、電子光学機器営業本部長<br>平成25年4月 当社取締役兼常務執行役員営業副担当、電子光学機器営業本部長(現在)                | 12,000株               |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>普通株式の数 |
|-----------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 3         | にむらひでゆき<br>二村英之<br>(昭和29年4月9日生) | 平成18年12月 (株)三菱東京UFJ銀行国際コン<br>プライアンス部長<br>平成21年4月 当社入社、当社財務本部理事<br>平成21年6月 当社常務執行役員財務担当<br>平成22年4月 当社常務執行役員財務本部長<br>平成23年4月 当社常務執行役員財務担当<br>平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員財<br>務担当<br>平成24年4月 当社取締役兼常務執行役員財<br>務IT担当 (現在) | 11,000株               |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

平成24年12月31日付で社外監査役植田義昭氏が辞任され、社外監査役に欠員が生じたため、平成25年1月23日付で東京地方裁判所において、仮監査役として後藤明史氏が選任され就任いたしました。仮監査役の任期は本総会において監査役を選任するまでとなっておりますので、あらためて正式に監査役として同氏の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>普通株式の数 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ごとう あき ふみ<br>後藤 明 史<br>(昭和21年11月26日生) | 昭和48年2月 弁護士登録<br>昭和48年3月 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所<br>昭和53年7月 米国ロサンゼルス市マナット・フェルプス&フィリップス法律事務所入所<br>昭和55年5月 後藤法律事務所開設<br>平成25年1月 当社社外監査役(仮監査役)(現在) | 0株                    |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 後藤明史氏は社外監査役の候補者であります。
3. 同氏は、弁護士であって、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、社外監査役候補者いたしました。
4. 同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を監査する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5ヵ月となります。
6. 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、同氏が原案どおり選任されました場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
7. 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役植田義昭氏は平成24年12月31日付で辞任されましたので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

植田義昭氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏名                    | 略歴                             |
|-----------------------|--------------------------------|
| うえ だ よし あき<br>植 田 義 昭 | 平成18年6月 当社社外監査役<br>平成24年12月 辞任 |

## 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社定款第17条の定めに基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的に、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続につき、本総会において、ご承認をお願いするものであります。

本対応方針の継続に伴う修正箇所は、下記のとおりです。

### 記

Ⅱ「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み」の説明の更新、本対応方針の更新に伴う有効期限の修正および有効期間内における廃止手続きの明確化、別紙3の「当社の株式の状況」の更新、その他一部文言の修正など、所要の修正を行いました。

以 上

## I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。

しかしながら、大規模な買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール（以下「大規模買付ルール」または「本ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ当社株主全体の利益を著しく損なうと判断されるときは、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考えております。

## II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

### 1. 中期経営計画に基づく企業価値および株主共同の利益向上の取組み

当社グループは、平成24年度を最終年度とする中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成22年度～平成24年度）を策定し、企業価値の向上および経営基盤の強化に取り組んでまいりました。リーマンショックの影響が残る中でスタートした「CHALLENGE 5」は、急激な円高進行、東日本大震災やタイの洪水、ユーロ危機等の大変厳しい経営環境の下、掲げた5つの重点戦略「経営構造改革の推進」、「研究開発力の強化」、「ソリューションビジネスの強化」、「新興国市場の深耕」、「サプライチェーンの強化」を強力に推進し、一定の成果をあげることができました。

結果、平成24年度には円高の環境下でありながら業績のV字回復を達成いたしました。一方、市場環境の激変の影響も大きく、残念ながら「CHALLENGE 5」当初の数値目標には未達となりましたが、厳しい経営環境においても安定的・持続的に利益が計上できる強固な経営基盤の土台を作ることができたものと考えております。

今般の新中期経営計画「Dynamic Vision」（平成25年度～平成27年度）では、「CHALLENGE 5」の「経営構造改革」の成果を基に、世界No.1のハイエンド理科学・計測機器と最適ソリューションをグローバルに提供し続けることにより、更なる収益率の向上および財務体質の強化を図ってまいります。重点戦略として3つのUP、「製品開発力UP」、「ものづくり力UP」、「ブランド力UP」を据え、また、新たなコーポレートメッセージとして「Solutions for Innovation」を掲げ、多様化したニーズに応えることのできる真のOnly One Companyとして、成長戦略をDynamicに推し進めていきます。

## 2. コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

当社は、以下のとおり経営理念、経営の基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

### (1) 当社の経営理念、経営の基本方針

当社は、「創造と開発」を基本とし、常に世界最高の技術に挑戦し、製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献することを経営理念としております。創立以来の歴史の中で蓄積してきた要素技術・ノウハウ・グローバルネットワークを活かし、世界No. 1の装置を提供する「分析・計測の世界において欠かせない企業」、さらには独自のソリューションと付加価値を提供するOnly One Companyとなることを目指しております。

### (2) コーポレートガバナンス体制の強化に向けた取組み

当社では、積極的にガバナンス体制の強化に取り組んでおります。経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成18年6月の定時株主総会において、取締役の人数（定款上の定員の上限）を従来の20名から8名に絞るとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。また、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置しております。

これらは、会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みであると考えます。

## Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、以下の①または②に該当する買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、このような買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルールに従っていただくこととし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします（以下「本対応方針」といいます。）。

- ①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為
- ②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書ならびにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 1. 本対応方針導入の必要性

当社は、大規模買付行為に際しては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、

かつ、当社取締役会における一定の評価期間が確保されている必要がある、と考えます。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで当社取締役会としての意見を公表いたします。さらに、必要に応じて、大規模買付者の提案に対して質問や改善を要求し、または、当社取締役会として株主の皆様へ代替案の提示も行います。

このような手続を踏むことにより、当社株主の皆様にとって、大規模買付者の提案に対して最終的な判断を適切に行う機会が確保され、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段を採ることができるよう、当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切なものによって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を定めることとしました。

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

## 2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、大規模買付者が本ルールを遵守したか否か、対抗措置をとるか否かの判断にあたり、透明性、客観性、公正性および合理性を確保し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合がありますが、対抗措置の発動の是非を決定するときは、独立委員会に諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。



### 3. 大規模買付ルールの内容

#### (1) 情報の提供

当社取締役会としては、以下に定める大規模買付ルールに従って大規模買付行為が行われることが、企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。本ルールは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に当該買付行為を開始する、とするものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社宛に、以下の内容を記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- ②提案する大規模買付行為の概要
- ③大規模買付ルールに従う旨

当社取締役会は、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を大規模買付者から提供いただくために、意向表明書受領後10営業日以内に、本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加情報の提供を求めることがあります。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。ただし、いずれの場合も当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。なお、大規模買付者が本必要情報の一部について提供できない場合には、当該情報を提供できない理由を具体的に示すよう大規模買付者に求めます。かかる大規模買付者による本必要情報の不提供およびその理由も、当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のための情報として評価、検討の対象とします。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験の有無とその内容等に関する情報を含みます。）

- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
  - ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質の提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
  - ④大規模買付行為完了後に想定している経営者候補者（その者の当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験の有無とその内容等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
  - ⑤大規模買付行為完了後に想定している当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーとの関係に関する変更の有無およびその内容
  - ⑥その他、大規模買付行為の妥当性、適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会が必要と判断する情報
- なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報で、株主の皆様判断のために必要であると認められるものは、当社取締役会が適切と判断する時点で開示します。

## (2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了した後、60日以内の必要な期間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。ただし、買付けの目的、対価の種類、買付け方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて、当初設定した期間を含み最大90日間まで延長できるものとします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。その場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、取締役会としての意見を公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### 4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくこととなります。原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

しかしながら、例外的に、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの（注4）と認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取ることがあります。

注4：濫用目的によるものとは、例えば、大規模買付者が、以下のよう  
な買付行為を行う場合をいいます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、
- ⑤買付者の提示する当社株式の買収方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付

を行うことをいいます。) など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合、

- ⑥その他、当該大規模買付行為が、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーの利益や当社に対する信頼を損なうことにより、当社企業価値および株主共同の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

なお、当該大規模買付行為において、例えば、当社の資産を買付者の債務の担保とすることや、当社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを大規模買付者が意図している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限って行うものであり、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として上記例外措置を行うことはしないものとします。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付者が本ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待されない事項もあること（例えば、買収後の利益等の具体的な数値など。）等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提出を求めた必要情報の一部が大規模買付者によって提出されていないことのみをもって大規模買付者による本ルールの不遵守を認定することはしないものとします。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で最適と取締役会が判断したものを選択し、独立委員会の勧告を受けたうえで決定することとしますが、選択した対抗措置の内容によっては、法令および定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主の承認を求めることがあります。具体的対抗措置として株主への割当てまたは無償割当てにより新株予約権を発行する場合

の概要は別紙1に記載のとおりです。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

### (3) 対抗措置の発動の停止等について

上記のと通りの対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でない状況に至った場合には、独立委員会の意見または勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更を行う場合があります。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、その旨を独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行います。

## 5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供を受ける機会を保証し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としています。従って、本ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ4.において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置の発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとることがありますが、株主の皆様（当該買付者を除きます。）が法的権利の面または経済的な面で格別の損失を被るような事態は想定しておりません。取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置のうち、新株予約権の発行についての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の行使により新株を取得するためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記載または記録される必要があります。その他、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、取締役会が新株予約権を取

得することを決定した場合には、行使に際して払込む額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. 本対応方針の有効期限および廃止・変更等

平成25年6月に開催される当社定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合は、本対応方針の有効期限は同定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。

ただし、当社株主総会の決議をもって本対応方針の廃止を決定した場合には、上述の有効期間内であっても本対応方針を廃止することができますし、株主総会の決議を経ずに当社取締役会が廃止を決定することによっても、本対応方針はその決定の日をもって失効します。本対応方針の廃止を決定した場合、当社取締役会はその旨を速やかに株主の皆様にお知らせします。

他方、当社取締役会は、かかる方針の継続が承認された場合であっても、企業価値および株主共同の利益保護の観点から、関係法令の整備や、上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、株主総会の承認および独立委員会の勧告を得て本対応方針の修正・変更を行うことがあります。その場合には、その修正・変更内容を速やかに株主の皆様にお知らせします。

また、本対応方針において引用する法令の規定は、平成25年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本対応方針の条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

なお、上述のとおり、有効期限前に当社株主総会または取締役会の決議により本対応方針を廃止することもできます。また、本対応方針においては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に

対する本対応方針の適用を排除することができますので、本対応方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）には当たりません。

#### **IV 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由**

##### **(1) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること**

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様に与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ買付行為を開始できることとしています。さらに、大規模買付者がこれを遵守しない場合、または、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じることがあることを明記しています。

以上のことから、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

##### **(2) 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと**

本対応方針は、当社株主共同の利益を最大限尊重することを基本としております。そのために、大規模買付が行われた際に、株主の皆様が買付行為に応じるか否かの判断に必要な情報を買付者が提供するとともに、取締役会の意見や代替案を提示することを定めております。このようなプロセスを踏むことによって、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うための情報を受ける機会を保証することができます。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。

従って、本対応方針は株主の皆様利益に資するものであり、株主の共同の利益を損なうものではないと考えます。

##### **(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと**

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものであることを前提とし

ております。このような株主共同の利益を守るために一定の大規模買付ルールを定め、そのルールの遵守を買付者に対して要請し、必要な場合の対抗措置の発動について規定するものです。本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替案を提示し、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も参考にし、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

以 上



## 新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件  
当社取締役会で定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、割当ての基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の発行価額  
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、新株予約権の取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。また、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。

以上

別紙2

独立委員会の委員の氏名・略歴

梶谷 玄 (かじたに げん)

昭和10年1月生まれ

昭和34年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
昭和53年4月 第一東京弁護士会副会長、日本弁護士連合会常務理事  
昭和58年4月 日米法学会理事  
昭和60年1月 船員中央労働委員会委員（平成7年～11年会長代理）  
平成5年4月 第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長  
平成5年9月 国際法曹協会理事  
平成11年4月 最高裁判所判事就任  
平成17年1月 同退官、弁護士登録（第一東京弁護士会）  
平成17年1月 梶谷綜合法律事務所最高相談役（現在に至る）

萩原 敏 孝 (はぎわら としたか)

昭和15年6月生まれ

昭和44年12月 株式会社小松製作所入社  
昭和63年5月 同社経営企画室法務部長  
平成2年6月 同社取締役  
平成7年6月 同社常務取締役  
平成9年6月 同社専務取締役  
平成11年6月 同社代表取締役副社長  
平成15年6月 同社代表取締役会長  
平成19年6月 同社相談役・特別顧問  
平成23年6月 同社特別顧問（現在に至る）

柏 木 昇（かしわざい のぼる）

昭和17年2月生まれ

昭和40年4月 三菱商事株式会社 入社

昭和59年1月 米国三菱商事ニューヨーク本店に転勤、法務審査部次長

昭和63年1月 帰任、法務部部長代行

平成5年8月 三菱商事株式会社退職、東京大学法学部比較法政国際センター教授就任

平成15年3月 東京大学定年退官

平成15年4月 中央大学法学部教授

平成15年6月 東京大学名誉教授（現在に至る）

平成16年4月 中央大学法科大学院教授

平成21年6月 財団法人民事紛争処理研究基金理事長（現在に至る）

平成24年3月 中央大学停年退職

平成24年4月 中央大学法科大学院フェロー（現在に至る）

以 上

## 別紙3

## 当社の株式の状況（平成25年3月31日現在）

## 1. 普通株式

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 250,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 79,365,600株  |
| (3) 株主数        | 10,344名      |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名                          | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------|---------|---------|
| 日本電子グループ従業員持株会                 | 3,156千株 | 4.03%   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                  | 3,008   | 3.84    |
| 三菱電機株式会社                       | 3,000   | 3.83    |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社（信託口）  | 2,583   | 3.30    |
| 日本電子共栄会                        | 2,333   | 2.98    |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社（信託口4） | 2,263   | 2.89    |
| 日本生命保険相互会社                     | 1,844   | 2.36    |
| 明治安田生命保険相互会社                   | 1,690   | 2.16    |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社（信託口）    | 1,523   | 1.95    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                  | 960     | 1.23    |

(注) 1. 当社は、自己株式を1,076,668株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 2. 第1種優先株式

- |              |        |
|--------------|--------|
| (1) 発行可能株式総数 | 3,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,000株 |
| (3) 株主数      | 1名     |
| (4) 大株主      |        |

| 株 主 名                                       | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------|-------|---------|
| ジャパン・インダストリアル・<br>ソリューションズ第老号<br>投資事業有限責任組合 | 3千株   | 100.00% |

以上

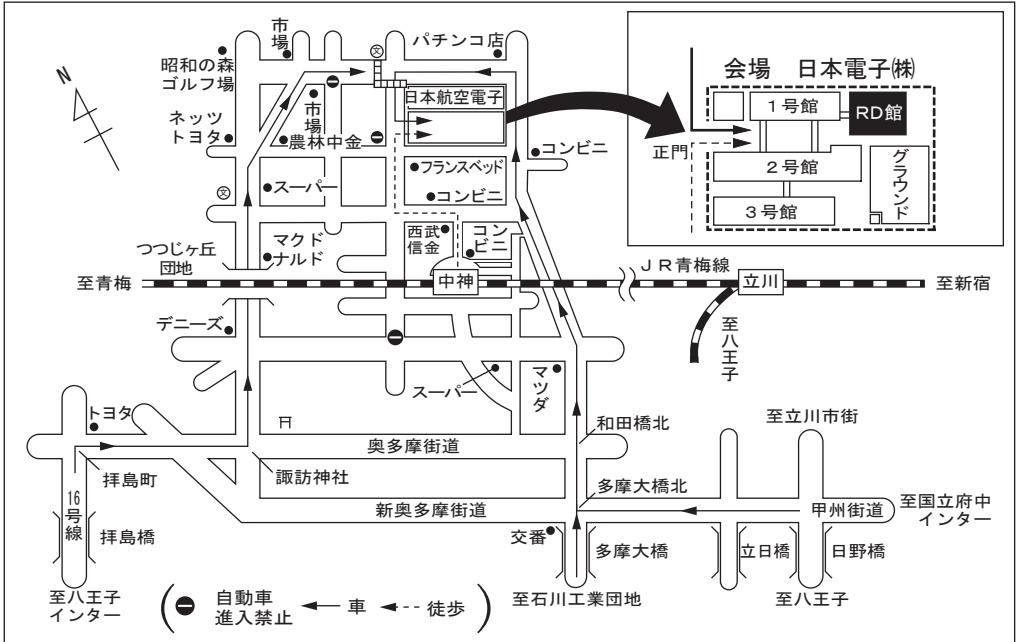






# 株主総会会場ご案内図

日本電子株式会社 当社本店  
 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号  
 電話 042-543-1111



## ＜交通のご案内＞

- JR青梅線中神駅から徒歩約10分、立川駅(北口)からタクシーで約15分です。
- 中央自動車道をご利用の方で八王子ICを出る場合は、16号線に入り、拝島橋を渡って拝島町交差点から奥多摩街道に入り、諏訪神社の交差点からJR青梅線方面に向かってください。国立府中ICを出る場合は、甲州街道から新奥多摩街道に入り、多摩大橋北の交差点からJR青梅線方面に向かってください。